

第2部 海上交通の安全についての施策

第1節 海上交通環境の整備

船舶の大型化、高速化、海域利用の多様化、海上交通の複雑化等を踏まえ、船舶の安全かつ円滑な航行、港湾における安全性を確保するため、航路、港湾、漁港、航路標識等の整備を推進するとともに、海図、水路誌、リアルタイム海潮流データ等の安全に関する情報の充実及びITを活用した情報提供体制の整備を図る。

海上交通に影響を及ぼす自然現象について、的確な実況監視を行い、適時・適切に予報・警報等を発表・伝達して、事故の防止及び被害の軽減に努めるとともに、これらの情報の内容の充実と効果的利用を図るため、第1部第1章第3節で述べた施策を講じる。また、波浪や高潮の予測モデルの運用及び改善を行うとともに、海上における遭難及び安全に関

する世界的な制度（GMDSS）において最大限有効に利用できるよう海上予報・警報の精度向上及び内容の改善を図る。

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平16法31）に基づく国際港湾施設の保安措置が適確に行われるよう実施状況の確認や人材育成等の施策を行うとともに、港湾施設の出入管理の高度化等を進め、港湾における保安対策を強化する。

- 1 交通安全施設等の整備
- 2 海上交通に関する情報提供の充実
- 3 高齢社会に対応した旅客船ターミナル等の整備
- 4 港湾の保安対策の推進

第2節 海上交通の安全に関する知識の普及

海上交通の安全を図るために、海事関係者のみならず、マリンレジャー愛好者、更には広く国民一人一人の海難防止に関する意識を高める必要がある。そのため、あらゆる機会を通じて、海難防止思想の普及に努める。

さらに、各種船舶の特性や海難の実態に即したより具体的、より効果的な安全指導を行う。

- 1 海難防止思想の普及
- 2 外国籍船舶に対する情報提供等

第3節 船舶の安全な運航の確保

海事関係者の知識・技能の維持向上や安全な運航に係る体制を確立することにより、船舶の運航面からの安全の確保を図る。

そのため、船員、水先人、旅客船事業者及び内航海運業者の資質の向上、船舶の運航管理等の充実に関する運航労務監査の強化、外国船舶の監督の推進、重大事故発生時の再発防止対策等を実施するとともに、事業者の経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築の推進及びその構築状況を国が評価する「運輸安全マネジメント評価」の充

実、また、船舶所有者が自主的に船員災害に係るリスクアセスメントとPDCAサイクルという一連の過程を定めて継続的な改善を行うことにより安全衛生水準の継続的かつ段階的な向上を図る「船内労働安全衛生マネジメントシステム」のガイドラインの普及促進等を図る等、船員災害防止に向けた計画的な取組を行う。

海難の再発防止や被害の軽減に資するよう、引き続き的確な原因究明を行う。

第2部 海上交通の安全についての施策

- 1 船舶の運航管理等の充実
- 2 船員の資質の確保
- 3 船員災害防止対策の推進
- 4 水先制度による安全の確保
- 5 外国船舶の監督の推進
- 6 最新の航海機器の導入等

第4節 船舶の安全性の確保

船舶の安全性を確保するため、国際的な協力体制の下、船舶の構造、設備、危険物の海上輸送及び安全管理システム等に関する基準の整備並びに検査体制の充実を図るとともに、我が国に入港する外国船舶に対し、海上人命安全条約等に基づく船舶の航行の安全等に関する監督を推進する。さらに、ユニ

バーサルデザインの観点も考慮した必要な対策を講ずる。

- 1 船舶の安全基準等の整備
- 2 船舶の検査体制の充実
- 3 外国船舶の監督の推進

第5節 小型船舶等の安全対策の充実

漁船、プレジャーボートなどの小型船舶等による海難が海難全体の7割を占めることから、マリンレジャー愛好者、漁業関係者が自ら安全意識を高めることに加え、安全に運航できる環境の整備及び救助体制の強化が不可欠である。

このため、ポートパーク等の整備、ミニボートの安全対策、水域の秩序ある利用、ライフジャケットの着用及び発航前点検等小型船舶操縦者の遵守事項の周知・啓発、ヘリコプターを活用した機動救難体

制の充実等を推進する。

さらに、船員災害防止基本計画及び船員災害防止実施計画に基づき、高年齢船員や漁船等の死傷災害防止対策を推進する。

- 1 小型船舶等の安全対策の推進
- 2 ライフジャケット着用率の向上
- 3 プレジャーボート等の安全対策の推進
- 4 ポートパーク、フィッシャリーナ等の整備
- 5 漁船等の安全対策の推進

第6節 海上交通に関する法秩序の維持

海上交通に係る法令違反の指導・取締りを行い、海上交通に関する法秩序を維持する。船舶交通がふくそうする航路等における航法に関する指導取締りの強化及び無資格運航や区域外航行のような海難の

発生に結び付くおそれのある事犯に関する指導取締りの実施に加え、特に海上輸送やマリンレジャー活動が活発化する時期等には、指導取締りを強化し、海上交通に関する法秩序の維持を図る。

第7節 救助・救急活動の充実

海難等による死者・行方不明者を減少させるためには、海難等の情報の早期入手、精度の高い漂流予測、救助勢力の早期投入、捜索救助・救急救命能力

の強化等が肝要である。このため、ヘリコプターの機動性、高速性等を活用した機動救難体制の充実、救急救命士による高度な救急救命体制の充実等救

助・救急活動の充実を図るとともに、関係省庁及び民間救助団体と連携した救助・救急活動を実施する。

- 1 海難情報の早期入手体制の強化
- 2 海難救助体制の充実・強化

第8節 被害者支援の推進

船舶の事故により、第三者等に与えた損害に関する船主等の賠償責任に関し、保険契約締結等補償制度の着実な実施を図る。

また、我が国において求められる交通事故被害者等支援の内容、事業者・自治体・国等の関係機関における役割分担のあり方、交通事故被害者等への一元的な窓口機能のあり方、そのために必要とされる制度のあり方などを踏まえ、我が国の実情に沿った支援の仕組みや体制の整備に向けて必要な取組を行

う。

特に、国土交通省では、「公共交通における事故による被害者等への支援のあり方検討会」の取りまとめに沿って、防災計画・交通安全計画の見直し、関係事業者による被害者等支援計画の自主的な策定の促進、被害者・家族等に対する窓口の設置や支援に当たる職員に対する教育訓練の実施など体制整備等の取組を進めいくこととしている。

第9節 船舶事故等の原因究明と再発防止

引き続き、船舶事故等の再発防止や被害の軽減に寄与するよう、迅速かつ適確な原因究明調査を行う。さらに、必要に応じて、国土交通大臣又は原因関係者へ勧告し、また、国土交通大臣又は関係行政機関の長へ意見を述べることにより、必要な施策又は措置の実施を求め、海上交通の安全に寄与する。また、特定の事故類型について、その傾向、問題点、防止策を分析し、その結果を公表することや、事故等調査結果を分かりやすい形で紹介する定期情

報誌を発行するなどの事故等の防止につながる啓発活動を行う。

また、独立行政法人海上技術安全研究所に設置されている「海難事故解析センター」において、国土交通省海事局、運輸安全委員会等における再発防止対策の立案等への支援を行うため、事故解析に関して高度な専門的分析を行うとともに、重大事故発生時の迅速な情報分析・情報発信を行う。

第10節 海上交通の安全対策に係る調査研究等の充実

海上交通の安全に関する研究開発及び海難原因究明のための総合的な調査研究を推進し、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、海上交通の安全の確保を図る。

独立行政法人情報通信研究機構では、海上交通の安全に寄与するため、天候や昼夜の別に関係なく海流速度、波浪等を計測する短波海洋レーダの研究開発を行い、応用技術やデータ利用の高度化を進める。また、地表面、海表面の高分解能観測が可能な航空機搭載3次元マイクロ波映像レーダの研究開発においては、移動体検出技術の研究開発を引き続き

進めるとともに、処理の高速化に向けた研究開発等を行う。

独立行政法人海上技術安全研究所では、先進的な船舶の構造解析技術等を活用した安全性評価手法や革新的な動力システム等の新技術に対応した安全性評価手法の開発のための研究、リスクベースの安全性評価手法等を用いた合理的な安全規制の体系化のための研究、海難事故発生時の状況を高精度で再現し、解析する技術の高度化と適切な対策の立案のための研究を行う。